

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要な課題と位置づけており、企業活動を支えているすべての利害関係者（ステークホルダー）の利益を重視し、株主価値の最大化を実現することが極めて重要であるとの認識を基本的な考え方として、経営を行ってまいります。

【基本方針】

- (1) 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2) 株主以外のステークホルダー（お客様、お取引先様、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会において透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2 株主総会における権利行使】

補充原則1-2-4

当社は、招集通知の英訳については実施しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用については現時点で導入に至っておりません。今後につきましても、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移を踏まえつつ、引き続き、導入を検討してまいります。

【原則2-5 内部通報】

補充原則2-5-1

当社では、社内に内部通報窓口を設置しておりますが、経営陣から独立した内部通報窓口の設置については、検討を行っております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-2

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、長期的な経営戦略を公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

現在当社では中期経営計画は公表しておりませんが、取締役会が中期目標を定めるとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。取締役会は、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督することとしております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、取締役及び執行役員からの提案を随時受付けており、上程された提案につき十分に審議しております。また、その実行にあたり、経営陣幹部の意思決定を尊重しております。なお、業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

補充原則4-2-1

業績連動や自社株報酬など、健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10-1

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達していませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っております。なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、より一層の関与・助言を得る仕組みを必要に応じて検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は現段階において中期経営計画を公表いたしてはおりませんが、長期的な目標水準を明示するとともに、目標達成に向けた定性的、定量的根拠を日常のIR活動を通じ説明するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有に関する方針

取引先との長期的・安定的な関係の円滑化と維持発展を目的とし、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、かかる取引先の株式を保有しております。

ただし、保有する意義の乏しい銘柄につきましては、売却の要否を検討いたします。

政策保有株式に係る議決権行使基準

投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンスおよび社会的責任の観点から、議案ごとに確認して、議決権の行使を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が競業取引及び利益相反取引を行うにあたっては、取締役会での審議・決議を要することと定めております。また、関連当事者間の取引については、法令等に基づき開示するとともに、重要なものについては取締役会に報告することになっております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 経営理念や経営戦略、経営計画

「有価証券報告書 第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通りです。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から成り立っております。取締役の基本報酬については、業界或いは同等規模の他の企業の水準を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で各取締役の職位に基づき決定しております。また賞与については、当期の業績に基づいた総額を株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部選任、取締役候補指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。

また、監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。

その選任及び指名につきましては、上記方針に基づき、取締役会において検討のうえ決定しております。

5. 取締役・監査役候補者の個々の選任・指名についての説明

候補者の選任を株主総会にお諮りする際の株主総会招集通知や、有価証券報告書等で適宜説明させていただいております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

当社は「取締役会規則」を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。またそれに基づき「職務権限規定」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を2名選任しており、当社取締役会の3分の1は独立社外取締役で構成されています。当社の独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すべく、その役割、責務を果たしていただいております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件に加え、東京証券取引所の独立性基準を参考に、各分野での経験と識見に基づく視点から経営の監督とチェック機能を期待して独立社外取締役を選任しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

当社の取締役会は、営業・技術・生産・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに高い識見を有する独立社外取締役で構成され、取締役の数は現在6名となっております。当社の取締役会は、全体としての知識・経験・能力のバランス及び取締役会の多様性ならびに規模が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から当社にとって最適となるよう努めております。

補充原則4-11-2

社外取締役及び社外監査役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。なお、当社の社外取締役及び社外監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めております。

補充原則4-11-3

取締役会全体の実効性評価については、今後対応をすすめてまいります。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

各取締役及び各監査役は、その役割と責務を全うする上で、必要な知識・情報を取得する為に、自ら外部セミナー、外部団体又は他社との交流会に参加し、研鑽を積んでおります。なお、その費用につきましては、全て会社負担としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 株主との対話は、IR担当役員が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。

2. 対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っています。

3. 個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会などを実施しています。また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実をはかっています。

4. 対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて報告やレポートの配付などにより、取締役・経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用をはかっています。

5. 決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しています。

また、その他社内にインサイダー情報が発生する際には、関係部門との調整を行い情報管理の徹底をはかっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】
更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行(株)	2,913,000	4.90
日本生命保険(相)	2,358,555	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2,308,700	3.88
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,700,900	2.86
東京海上日動火災保険(株)	1,616,690	2.72
(株)三菱東京UFJ銀行	1,300,030	2.19
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー505001	1,059,701	1.78
古橋 健士	1,039,168	1.75
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	1,024,885	1.72
古橋 晶子	969,233	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 賢一	他の会社の出身者											
堀江 廣志	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 賢一	○	_____	高橋賢一氏は、長年にわたる会社勤務での豊富な経験並びに宮城県産業技術総合センターにおいて企業支援体制の改革を推進した経験及び、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会において監査役に選任されて以降、当社において社外監査役として適切な活動・発言を行ってきた経験をもとに、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと考えております。また、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

堀江 廣志	○	_____	堀江廣志氏は、税理士としての専門的識見及び税務署長等を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していると判断し、また、その経験を活かして社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと考えております。また、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
-------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、財務諸表監査の経過報告を受け、意見交換を行うことにより、会計監査の相当性の確保に注力しております。
 監査役は内部監査部門(社長室:経営管理課、法務・統制課)が定期的を実施する内部監査について適宜報告を受け、監査役会の機能の強化に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
種村 隆行	他の会社の出身者													
丸野 進	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」「
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

種村 隆行	○	種村隆行氏は、平成22年7月まで当社の主要取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者(従業員)でありました。	種村隆行氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、その豊富な経験を活かして、客観的立場から取締役の職務遂行を監視していただけるものと判断しております。 同氏は、過去に当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者(従業員)でありましたが、現在は、清和綜合建物株式会社の常勤監査役に就任しており、同行の意向に影響を受ける立場にありません。 なお、当社と社との間には一切の利害関係はありません。また、当社は同行のほか複数の金融機関との間で取引をしており、同行だけ特別な取引関係にあるわけではありません。さらに、当社の総資産に占める同行からの借入金の割合は2.6%程度であり、同行が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
丸野 進	○	丸野進氏は、平成27年4月まで当社の取引先であるパナソニック株式会社の業務執行者(従業員)でありました。	丸野進氏は、長年にわたる会社勤務で培った専門知識を有し、これをもとにした社会活動や教育活動の実績を有しています。これらの豊富な知識及び経験を活かして、客観的立場で取締役の職務遂行を監視していただけるものと考えております。 同氏は、当社の取引先の一つであるパナソニック株式会社の業務執行者(従業員)でありましたが、その取引額は連結売上高の0.3%程度と僅少であり、当社が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。 したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定しております。各取締役の役員報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の授権を受けた代表取締役の協議により決定しております。
賞与については、定時株主総会の決議により、取締役への支給総額について承認をいただいた上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の授権を受けた代表取締役の協議により決定しております。
そのため、特段のインセンティブ付与については、現状実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

報酬等の総額が1億円以上である者の総額等は、有価証券報告書にて開示しております。

平成30年3月期における当社の取締役に対する年間報酬総額は326百万円です。(注)1.2.3

1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 役員賞与引当額50百万円を含めております。

3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額25百万円以内であります。(ただし、取締役賞与並びに、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないものとする。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

月額報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの総報酬額の上限額(取締役:月額25百万円以内、監査役:月額3百万円以内)の範囲内において決定しております。各取締役の月額報酬は、業績、リスクの大きさ等を斟酌して、取締役会の授権を受けた代表取締役の協議により決定し、各監査役の月額報酬は、監査役の協議により決定しております。賞与については、定時株主総会の決議により、取締役への支給総額について承認をいただいた上で、各取締役の賞与額は、個人の営業成績や貢献度を斟酌して、取締役会の授権を受けた代表取締役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は現在、社外取締役、社外監査役の職務を補助する使用人を配置していませんが、社外取締役、社外監査役から求められた場合には、合理的な範囲で使用人を配置することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社はグローバル化等に伴うリスクの高まりに対し、健全に牽引する経営体制の構築、社外取締役によるモニタリングの実現を図るため、取締役会については3分の1を独立性の高い社外取締役で構成するとともに、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化するために、執行役員制度を導入しています。

なお、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしています。

取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を導入しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、経営の監視機能の面では、客観的立場から取締役の職務執行を監視する体制が整っていることから、現状の体制を採用しております。

現時点における社外監査役の選任状況については、社外監査役がその経歴から培われた幅広い見識と豊富な経験に基づき、取締役会などの重要な会議への出席を通じて、独立した立場で当社の経営等に対して助言・提言を頂いており、監査機能の強化という目的を十分に果たしていると認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	概ね株主総会開催日より3週間前に招集通知を発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文を東京証券取引所に提出しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	概ね年2回説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室経営管理課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理システムの国際規格であるISO14001については、国内9ヶ所、海外9ヶ所で既に認証を取得しており、引き続き認証取得事業所の拡大を積極的に進めてまいります。CSR活動につきましては、労働・人権、安全・衛生、公正取引・倫理を柱とし、これまで以上に社会面に目を向けた事業活動を展開してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスク管理に努めるために、以下の通り体制を整備しております。

1. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

企業の役員・使用人は、法令順守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを社内の行動規範に定め、周知徹底を図る。

また、当社は、内部監査部門(社長室:経営管理課、法務・統制課)が定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努め、監査結果を代表取締役及び監査役(常勤)に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び記録管理規程に基づき、定められた期間保存する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営リスク管理体制の基礎として、経営リスクに関する関連規程を整備し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従った経営リスク管理体制を構築する。不測の重大緊急事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報連絡・対策チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、業務の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化するために、執行役員制度を導入している。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務執行について決裁ルールを整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

6. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社企業グループの企業活動に関する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程に基づきリスク管理を行う。

7. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を管理する担当部署を設置するとともに、当社企業グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定している。

8. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業すべてに適用する行動指針として『ホシデングループCSR行動規範』を定めるほか、内部統制の基本指針の策定、研修の実施等により、当社に準じたコンプライアンス体制を構築・運用する。

9. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。

子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。

また、当社は、子会社に対し内部監査部門(社長室:経営管理課、法務・統制課)による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、子会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、必要に応じて改善・是正する。

10. 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置調整する。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

11. 当社の監査役への報告体制およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、不正な処理や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正行為、法令・定款の違反行為があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会、子会社取締役会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるとともに、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、社長室、財務部、総務部等の関連部門が監査役の業務を補助する。

なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

12. 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当するもの及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び業務を執行する社員等は、子会社が当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、これを発見次第直ちに当社の監査役に対して報告を行う。監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

13. 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

14. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

当社は、今後とも、社会情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、内部統制システムの改善・充実につとめてまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業の役員・使用人は、法令順守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき、誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ります。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを社内の行動規範に定め、周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は平成23年5月13日開催の当社取締役会において、その有効期限が平成23年6月29日開催の当社定時株主総会終結の時までとなっている「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の継続を同定時株主総会へは付議しないことを決議いたしました。

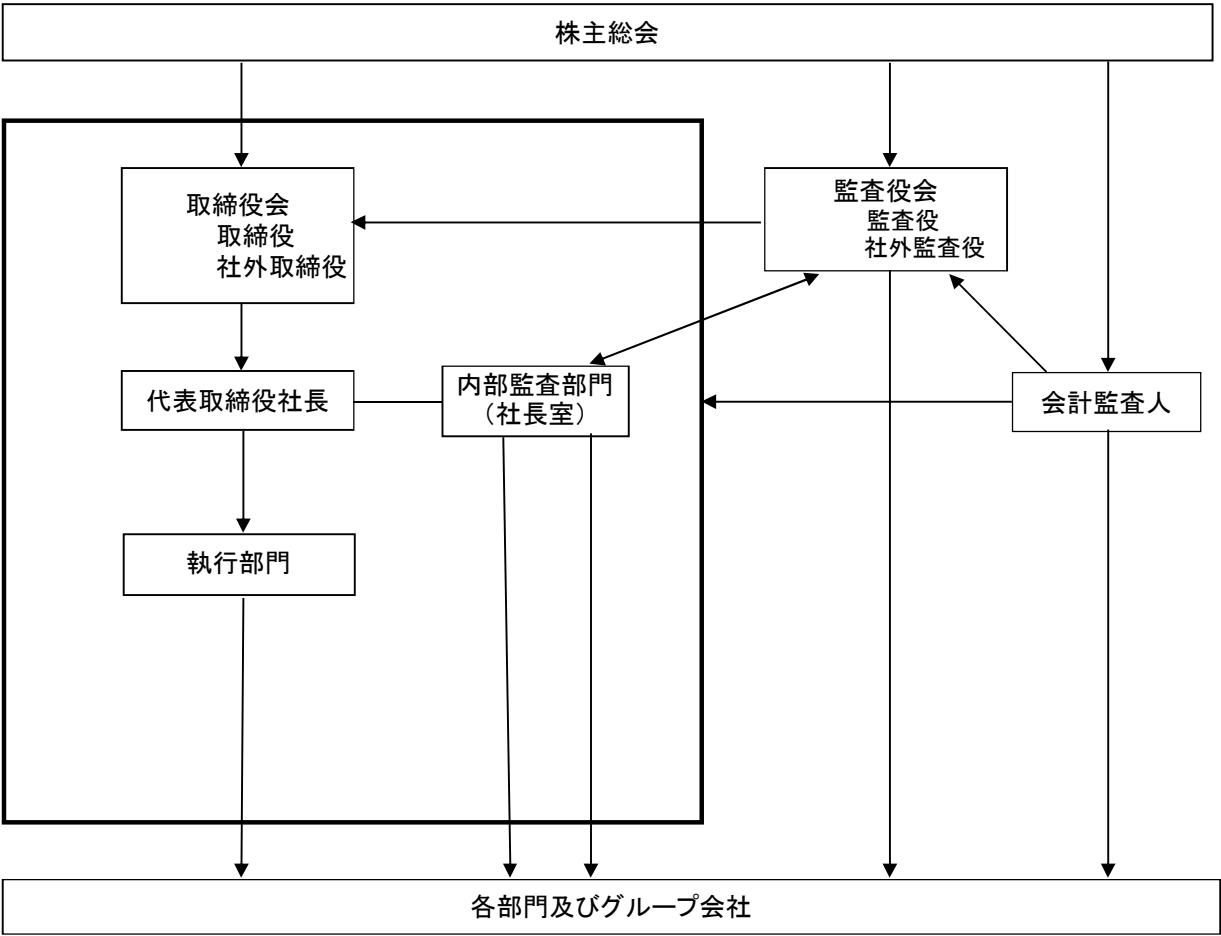
金融商品取引法の改正により本プランの導入目的も一定程度担保されていること、また当社を取り巻く経営環境も本プラン導入当時から変化していること等を理由として、本プランの非継続を決議したものです。

なお、本プラン非継続後も引き続き、当社株式の大規模買付が行われた際には、株主共同の利益の確保、向上のため、その時点において適切な対応をしてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現在のところ特に報告すべき事項はありません。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要 (模式図)】

